

2026年JMRC中部ラリーシリーズ戦規定**第1条 目的**

JAF中部地域クラブ協議会のラリーシリーズとして参加者及びオーガナイザークラブ間の親睦および初級者・若年者の育成を図り、ラリー競技およびJMRC中部の発展を目的とする。

第2条 シリーズ戦

1. 下記のシリーズを設ける。
 - 1) JMRC中部ラリーチャンピオンシリーズ
 - 2) JMRC中部ラリーチャレンジシリーズ
2. 上記の2つのシリーズは同一競技会において併催することができる。但し併催の場合、参加者は2つのシリーズに重複して参加することはできない。

第3条 部門

下記の部門を設ける。

1. 各クラス・ドライバー部門
2. 各クラス・コ・ドライバー部門

第4条 クラス区分

1. JMRC中部ラリーチャンピオンシリーズ
 - ① DE-1クラス ・気筒容積が2500ccを超える4輪駆動のRJ、またはRF車両。
・4輪駆動のRRN車両。
 - ② DE-2クラス ・気筒容積が1500ccを超え2500cc以下のRJ、RPNまたはRF車両。
・気筒容積が2500ccを超える2輪駆動のRJ、RPNまたはRF車両。
・2輪駆動のRRN車両。なお、RPN車両については、同一車両型式の最も古いJAF登録年が2006年1月1日以降の車両のみ参加が認められる。
 - ③ DE-5クラス ・気筒容積が1500cc以下のRJ、RPN、RF車両。
なお、RPN車両については、同一車両型式の最も古いJAF登録年が2006年1月1日以降の車両のみ参加が認められる。
 - ④ DE-6クラス ・気筒容積が1500cc以下のRPN、RF車両(ATに限定)。
・気筒容積が2500cc以下のAE車両。
なお、RPN車両については、同一車両型式の最も古いJAF登録年が2006年1月1日以降の車両のみ参加が認められる。
2. JMRC中部ラリーチャレンジシリーズ
気筒容積、駆動方式および異なる車両区分(RRN・RJ・RPN・RF・AE・RB)によるクラス区分は行わない。なお、オーガナイザーの判断により、独自の賞典を設けることは制限しない。

第5条 ポイント

1. チャンピオンシリーズ戦については、各クラスのドライバーおよびコ・ドライバーに対しJAF地方ラリー選手権の順位に従って下表のポイントを与え、下記に示す有効ポイントの合計で順位を決定する。
チャレンジシリーズ戦については、下表のポイントをドライバーおよびコ・ドライバーに与え、下記に示す有効ポイントの合計で順位を決定する。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
ポイント	20	15	12	10	8	6	4	3

2. 競技会において、各クラス出走台数が1台以上でクラス成立とする。
チャレンジクラスにおいては、出走台数が2台以下の場合には1位10ポイント、2位7ポイントとする。
3. ポイント対象者は各競技会参加時においてJMRC中部に加盟するクラブ・団体の所属員（クラブ員）であること。
出場時にJMRC中部に加盟するクラブ・団体への所属が確認できない者はポイント対象者とみなしてポイントを付与する。ホームページ公開のポイント集計表にはみなし対象者とわかるよう表記する。
みなし対象者とポイント集計については本条12項のとおり取り扱う。
4. 成立した競技会が7戦以上の場合には高得点順に6戦を、6戦以下の場合には全戦有効ポイントとする。5. 有効ポイントが同点の場合には、下記の方法で順位を決定する。
 - 1) 上位ポイントの獲得回数の多い順。
 - 2) 当該競技者が得た全てのポイントのうち、上位ポイントの獲得回数の多い順。
 - 3) シリーズの各クラスにおける参加台数の多い競技会のポイントを優先する。
 - 4) JMRC中部ラリー部会にて決定する。
6. 国内競技車両規則違反に起因する失格を決定された競技者（ドライバー、コ・ドライバー）は失格となった競技会を含み、以前のポイントを剥奪する。
7. 上記6. に該当する者がいた場合、各競技会のポイントの再集計は行わずシリーズ順位のみを繰上げる。
8. ポイントは各競技会の成績表を元に行う。
9. ドライバー、コ・ドライバー登録された者がスペシャルステージを入れ替わって走行したことが発覚した場合ポイントを与えない。
10. JMRC中部ラリーチャンピオンシリーズにおいては、近畿地区において開催されるJAF中部・近畿ラリー選手権戦もポイント獲得対象競技会とする。
11. 各シリーズにおいて競技会3戦以上の成立でシリーズの成立とする。
なお、チャンピオンシリーズにおいては近畿地区において開催されるJAF中部・近畿ラリー選手権戦も含むものとする。
12. シリーズ最終戦終了後1週間程度でシリーズポイント集計結果を掲載する。
みなし対象者でシリーズ表彰を希望する者は、この掲載日以後1週間以内にJMRC中部ラリー専門部会にJMRC中部に加盟するクラブ・団体への所属、あるいは新設について申告すること。
申告の際にはライセンス裏面へのJMRC中部印の押印か、所属したクラブ代表からの書面による証明を添付する事。
この申告が期日以内になされなかった場合、みなし対象者はシリーズ表彰対象者から除かれる。
ポイントの再集計は行わず、シリーズ順位のみを繰上げる。

第6条 競技規則違反

1. 再車検を拒否した場合は、その競技会は失格とし、かつ当該シリーズのポイントは全て剥奪し以降当該年度の当該シリーズ戦競技会への参加を認めない。
2. オーガナイザーが事前走行と認めた車両に乗っていた者は、それまでの全てのシリーズポイントを剥奪し以降当該年度の全てのシリーズ戦への参加を認めない。

第7条 シリーズ表彰

各シリーズともに各クラス・各部門1位を表彰対象とする。但し、参加台数およびクラス成立した競技会回数により表彰対象枠の変更を行なう。表彰対象者には表彰式招待状をもって通知する。

第8条 シリーズ表彰式

「JMRC中部 Motor Sports Day 2026」にて開催される表彰式で行なう事を原則とする。

第9条 シリーズ入賞者の義務

入賞者は表彰式への出席を義務付ける。但しやむを得ず出席できない場合は、その理由と代理人をラリー専門部会に報告すること。

第10条 個人情報の取扱等について

オーガナイザーは、参加申込に際し取得した個人情報等については厳重に管理し、当該ラリー運営上および参加申込の際に情報の共有について承諾した別のラリーや競技会等への参加募集以外には使用しない。但し、収集した個人情報等は、開催許可申請の為、警察、地方自治体等の関係機関の要求に基づき必要最小限の範囲で開示される場合がある。また、競技結果等には、参加者氏名、所属クラブ、車両名等の情報が掲載され、個々の承諾を得る事無く、ホームページなどで競技参加者の人物や車両の写真と共に公開される事もある。さらにオーガナイザーは参加申込に際し取得した個人情報等を、シリーズ成績集計及び表彰案内等に際し J M R C 中部事務局に提出する。参加者は、上記を理解し、承諾した上で参加申込を行うものとする。

第11条 本シリーズ規定の解釈

本規定の解釈に疑義が生じた場合は、JMRC 中部運営委員会の決定を最終とする。

第12条 規定の施行

本規定は 2026 年 1 月 1 日より施行する。

本規定の改定、追加項目に関しては JMRC 中部ラリー専門部会ホームページにて公示する。

J A F 中部地域クラブ協議会 ラリー専門部会